

2019年8月28日

修正履歴表

消費者還元公募要領について、下記のとおり修正項目がありましたので改訂いたします。

日付	修正箇所	修正前	修正後
2019年 8月28日	【P7】 1.6.1 補助の対象となる消費者還元の方法	本事業において補助の対象となる消費者還元の方法は、原則としてA型決済事業者が、決済額に応じたポイント又は前払式支払手段(※)を消費者に付与する方法で行うこととする。	本事業において補助の対象となる消費者還元の方法は、原則としてA型決済事業者が、決済額に応じたポイント又は前払式支払手段(※)に記録された金額を消費者に付与する方法で行うこととする。
2019年 8月28日	【P8】 1.6.1.2 ポイント又は前払式支払手段に記録された金額の還元による補助金の算定方法	ポイント等の還元による補助金額の算定については、各決済事業者から報告される決済額に基づき上記 1.6 で定められた還元率により還元付与額を補助金事務局が算出し、(後略)	ポイント(以下、1.6.1.2において、前払式支払手段に記録された金額で付与される場合には、「ポイント」を「付与額」と読み替えることとする。ただし、①、②、③a-2)は除く。)の還元による補助金額の算定については、各決済事業者から報告される決済額に基づき上記 1.6 で定められた還元率により還元付与額を補助金事務局が算出し、(後略)
2019年 8月28日	【P9】 a) 利用実績が十分にあるポイントの失効率の算定方法	記載なし	(前略)なお、各事業者がポイントの利用実績を「金額」で管理している場合は、失効率等は「金額」に基づいて算定することとする。

2019年 8月28日	【P11】e) 前払式支払手段に記録された金額の有効期限が無期限の場合	記載なし	前払式支払手段は、前払式支払手段に記録された金額を無期限に所持した場合、当該金額が利用される蓋然性が高くなることから、付与額失効率を0%とする。
2019年 8月28日	【P29】2.2.1 交付申請の手順 事業者登録項目の再確認/修正	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ポータルマイページにて登録されている内容を確認し、 修正がある場合はマイページ上にて登録されている内容の変更申請を行う ・サービス内容によって補助金事務局よりデータを補正している項目があるため、必ず確認すること <p>※補助金事務局は、変更依頼の内容を確認のうえ、審査を行い承認する</p> <p>※変更項目がない事業者についても、次のステップに進むために必ず変更申請ボタンを押すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ポータルマイページにて登録されている内容を確認する。 修正がある場合はマイページ上にて登録されている内容を変更する。 ・サービス内容によって補助金事務局よりデータを補正している項目があるため、必ず確認すること。
2019年 8月28日	【P30】2.2.2 交付申請時の提出書類 No.3 書類名称	証憑類確認リスト	証憑参照先一覧
2019年 8月28日	【P30】2.2.2 交付申請時の提出書類 No.10 合意された 手続実施結果 報告書	<p>(前略)</p> <p>※1.6.1.2③ポイント等失効率/ポイント利用率において、b)を選択する場合は「過去3年間の計算書類及び付属明細書並び</p>	<p>(前略)</p> <p>※1.6.1.2③ポイント等失効率/ポイント利用率において、b)を選択する場合は「過去3年間の計算書類及び付属明細書並び</p>

		<p>に税務申告書一式]、「失効率の算定方法の説明書」の提出を求める</p> <p>※「合意された手続実施結果報告書」が交付申請と同時に提出出来ない場合は、「<u>後日提出の理由書</u>」を提出必須</p>	<p>に税務申告書一式]、「<u>ポイント失効率・利用率に係る実績が存在しない場合の理由書</u>」の提出を求める</p> <p>※「合意された手続実施結果報告書」が交付申請と同時に提出出来ない場合は、「<u>合意された手続実施結果報告書の提出に係る宣誓書</u>」を提出必須</p>
--	--	--	--